

令和6年4月教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年4月11日（木）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 6 年 4 月 教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和 6 年 4 月 1 1 日（木） 1 5 時 3 0 分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	前川教育長、廣田委員、伊東委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員
出席職員	狩野教育次長、坂口教育次長、岡野義務教育課長、田川高校教育課長、岩坪高校教育課人事管理監、近藤特別支援教育課長
開 会	（前川教育長） それではただいまから 4 月定例会を開会いたします。委員の皆様にご報告いたします。規則によりまして、岡山英雄さん、1 名の傍聴を許可いたしております。傍聴人にあつては、発言はもちろん私語、談笑、拍手とも禁止されていますので、どうぞよろしくお願いいたします。 議事に入ります前に 4 月 1 日付けで、事務局職員が異動しておりますので、委員の皆様にご紹介いたします。 坂口教育次長から順次自己紹介をお願いいたします。 ～職員自己紹介～ 以上で、異動しました職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。
前回議事録承認	それでは、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は、伊東委員、嶋崎委員の両委員にお願いします。次に、3 月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり （前川教育長） 御異議ないようですから、前回の議事録等は承認することにいたします。それでは、各委員ご署名をお願いします。 本日提案されています議題等のうち、冊子 2 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり （前川教育長）

冊 子 1	ご異議ないようですので、そのように進めてまいります。 それでは、定例教育委員会の冊子1について審議いたします。まず、第1号議案について提案理由をご説明願います。
第 1 号 議 案	(岡野義務教育課長) 冊子1、1ページの第1号議案「令和6年度長崎県教科用図書選定審議会に諮問する事項について」お諮りいたします。提案理由です。本議案は令和7年度に小学校、中学校及び義務教育学校等で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、教科用図書選定審議会に対し、その採択基準について諮問しようとするものです。諮問内容の前に、3ページをお開きいただき、教科書採択の仕組みについて確認をさせていただきます。この図の下段、一番下の段の「⑦採択」にありますように、市町村立小中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書を採択するのは、市町村教育委員会です。それぞれの市町の小学校や中学校で使う教科書は、その市町教育委員会が決定するということになります。このことに対して、図の真ん中部分に、下向き矢印の5番というのがありますけれども、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、その採択に対する指導、助言、援助を行うというのが役割でございます。あわせて、その際は都道府県教育委員会から、左向きの矢印4番で示しておりますが、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞くこととされておまして、この事例に基づいて、教科用図書選定審議会に対して、指導、助言、援助の具体的な内容として、教科用図書の採択基準について諮問をするということになっている次第です。 4ページをお開きください。令和6年度の教科書採択に関する動きについて確認をさせていただきます。真ん中部分、裸数字の2番です。中学校用の教科用図書は、この1つ目の黒いひし形の部分に示しておりますとおり、本年度は中学校において採択替えの年度になっています。2つ目のひし形に示しているとおり、全教科において昨年度のうちに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がありますので、全教科の教科書について採択を行うということになります。なお、裸数字3番のひし形に示しておりますとおり、特別支援学校及び小中学校特別支援学級の一般図書については、国の教科図書の検定等は関わりなく、毎年度子供たちの障害に適した一般図書を採択できることとなっている次第です。 それでは5ページの教科書採択に関するスケジュールの表をご覧ください。令和6年度のところを縦に見ていただくと、下段が中学校になっております。ご覧のとおり、中学校は今年度先ほど申し上げた採択替えとなります。令和6年度から4年さかのぼっていただくと、前回採択替えを行ったのは令和2年度だということがわかるかと思います。これは義務教育諸学校の教科用図書につきましては、4年に1回採択替えを行う、言い換えれば、1度採択した教科書は4年間使用するということが法律に規定されているためです。

質 疑	それでは最後に、2ページをお開きください。2ページの諮問文について、ただいま私が説明をいたしました内容は、中ほどの（理由）のところにまとめて記載をしております。諮問する具体的内容は、記以下のところに令和7年度使用教科用図書の採択基準についてと示しておりますが、1つ目が採択に関する基本方針、2つ目が採択の方法、3つ目が中学校全教科の選定資料としております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （前川教育長） ありがとうございました。それでは第1号議案について質疑討論を行います。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。 （廣田委員） この議案は毎年提案されているかと思います。そしていつも思いますが、今説明があった4ページに「小学校教科用図書は、基本的に令和6年度と同一の教科書を採択しなければならない」という文言がありますが、採択の基本方針や採択の方法は、令和7年度について中学校は選定資料を使うことが、はたして必要なのでしょうか。このように限定的に同じ教科書を採択しなさいと言っているのに、毎回そうしなければいけないというのが、無駄ではないのかと毎年疑問に思います。例えば基本方針や採択の方法などは答申の結果変わることがあるのか、そこのところを確認しておきたいと思います。 （岡野義務教育課長） ご質問ありがとうございます。使う教科書がもう決まっているわけですから、その使う教科書を定めるに至った選定審議会の採択方針や方法が変わってはならないというご指摘で間違いありません。 （廣田委員） はい。 （岡野義務教育課長） ご指摘はごもっともだと思います。結論から申し上げれば、この採択の基本方針や方法というのが大きく変更するということは、まずもってないかと思います。この採択の方針や方法というのは、間違いなく教科書が公正公平な場で採択が行われているか、静謐な環境が保たれているか、あるいは決まる過程や決まった結果は透明性が高く、ちゃんと公表されているかというようなことを方針として定めるわけですから、これは大きくは変わらないと思います。では、なぜ毎年この審議会を開かなければならないのかということですけれども、基本的にはいつでも、どんなことがあってもその準備をしておかなければならないといけない、つまり教科書の発行者と
------------	---

というのは民間の会社ですので、過去にも教科書会社が倒産をするというようなこともありました。そうすると、その教科書を使用していた市町は次の教科書を選ばなければなりません。いつそういう事態が起きるかもわかりませんし、市町教育委員会が採択をするにあたっては、必ず県はその指導をしなければならないので、今年度は大きく採択替えという、使う教科書を大きく変えていくという年ですから、こういう大きな会を開かなければならないんですけれども、来年、再来年はそんなに大掛かりなものは開く必要はないかとは思いますが。ただ、市町がどんな状態に陥るかがわかりませんので、その準備として、県教育委員会が選定審議会を準備しておかなければならないということだと思います。これが法律では、毎年度必ず選定審議会を開かなければならないと決められているところにもなるかと思っています。

(廣田委員)

大体わかるんですが、市町村教育委員会というのは、おそらく、採択のための審議委員を新たに任命する等、事務的にも大変ではないかなと思います。確かにおっしゃったように、教科書会社と市町村教委の癒着ではないですが、そういう問題が新聞等に出たときは、出版社を変えるということが現実にあるかもしれないと思います。これは法律だからしなければならないということですので、国の方での変更等がなければ、ある程度変わらないところは提出書類をいらないというような、事務的な手続きの簡素化は考えていただきたいと思います。

(岡野義務教育課長)

今、委員のおっしゃったとおりです。例えば来年や再来年は大きく変わることがありませんので、従って市町教育委員会の方も、採択に関して会議を開くということは、実際はあまりないと思います。もうこれで進めていいですよという確認が教育委員会で行われる程度ではないかと思いますので、毎年度毎年度こちらに報告を求めるということもございません。以上です。

(廣田委員)

そうすると、中学校の選定資料を作るということは、毎年やっているわけではないんですよね。

(岡野義務教育課長)

おっしゃるとおりです。4年に1度の作業になります。

(前川教育長)

他にご質問ございませんでしょうか。

(芹野委員)

	3 ページに教科用図書選定審議会の下に括弧で調査員と書かれているのは、こういった方を指しているのでしょうか。 (岡野義務教育課長) 中学校の教科書は国語、社会、数学、理科、外国語、音楽、美術、体育、技術そして道徳と全部で10教科あります。この10教科について、県内の専門性の高い先生方をお願いをして、社会科の教科書はどうでしょうかと、あるいは国語の教科書はどうでしょうかと、実際に見てもらう先生方をこの期間だけ総勢60名程度お願いして、調査をするという作業になります。 (芹野委員) ちょっと視点は違うんですが、それは先生方のご負担になるということはないのでしょうか。 (岡野義務教育課長) 負担になっていないとは言えないのですが、勉強にはなっているのではないかなと期待しているところです。新しい教科書に目を通して、実際に県内の先生方がこの教科書を使って子供たちに指導するということを想定しながら、いろんな資料の良さを見抜く仕事をしています。4日間仕事をしていただき、その4日間はやはり大変だとは思いますが、喜んでいかれる先生が多いということをご報告させていただきたいと思います。 (前川教育長) ありがとうございます。他にご質問ございませんでしょうか。 ――― な し ――― (前川教育長) それでは質疑・討論をとどめて、採決いたします。 第1号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 次に第2号議案について、提案理由を説明願います。 (田川高校教育課長) 冊子1、6ページをお開きください。第2号議案「令和7年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択に関する基本方針等について」、ご審議をお願いするものでございま
--	---

採 決

可 決

第 2 号 議 案

質 疑	す。提案理由といたしましては、令和7年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、県教育委員会の採択に関する基本方針等を定めるものでございます。 その基本方針につきましては7ページをご覧ください。1の採択に関する基本方針につきましては、採択にあたって以下の3点を挙げております。「1 学習指導要領のねらいに沿った適切な教科用図書を採択する」こと、「2 生徒の実態を十分考慮し、各学校の教育課程に適した教科用図書を採択する」こと、「3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図る」こと、ということでこの3つの方針につきまして内容は前年度と変更はございません。 続きまして、2の採択方法について説明をいたします。最初に8ページをご覧ください。中ほどにあります概要図をもとに採択手順について説明をさせていただきます。まず①でございます。採択に関する基本方針の決定でございますが、本日審議をお願いしているところでございます。ご承認をいただきますと右側の②になりますが、基本方針に基づき詳細な教科用図書の選定にかかる指導助言を学校側に県教委が行います。それから③と④ですが、学校では教科科目ごとに教科書を選び、最終的には教科書選定委員会で決定いたします。続いて⑤ですが、学校が採択を希望する教科書一覧を、それを選んだ理由を添付して県教委へ報告いたします。⑧と⑨ですが、県教委はそれぞれの教科書選定理由一覧表を確認し、教育長決裁により採択をいたします。なお、確認作業の中で疑問等があれば、⑥、⑦で示しておりますが、学校に対して指導助言を行うものであります。以上が採択手順となります。 それでは資料7ページの方に戻っていただきまして、2の採択方法となります。項目が3つございますが、項目1につきましては、今説明をいたしました採択手順を外部から不当な働きかけがないよう留意することといった内容でございます。項目2は、教科書は検定済み教科書など、教科書目録から選んで採択すること。それから項目3につきましては、特別支援学校高等部では、各学校の教育課程との整合性を十分に検討して、適切な教科用図書を採択することなどの留意点を記載しております。以上ご審議よろしく願いいたします。 (前川教育長) これより第2号議案について質疑・討論を行ないます。ご意見ご質問等はございませんでしょうか。 (廣田委員) 2号議案の内容も毎年提出されるので、これもいつも思うんですが、義務教育は市町村教育委員会が教科書選定資料を作って現場に示していますが、特別支援学校の場合は教科用図書だけではなくていろいろな面があるので難しいと思いますが、県立高校の場合は、
------------	--

一般の検定の教科書が出てくることが多いので、県の教育委員会が選定資料を作って現場に示すというような発想はなかったのでしょうか。

(田川高校教育課長)

教科書の選定手順といたしましては、各学校が各学校の特色に応じて、或いは各学校の教育課程に即したものを学校がまず選定いたします。そしてその選定理由を付した資料を教育委員会の方で協議・検討いたしまして、問題がなければ教育長決裁をするという手順になっておりますので、こちら側から各学校の教科書について、こういったものがふさわしいというような形で提示することは、今の手順としてはないという状況でございます。

(廣田委員)

高等学校の場合は、工業、商業、農業などいろいろな学科があって、普通科もあって大変なんですけど、国が検定をした教科書についてはこういう教科書ですよというような資料があれば楽かなと思いました。高等学校の場合は、教科書で授業をするのではなく、教科書を使って自分の学校の授業を組み立てていくということが中心になって、高等学校内でもいろいろな難易度があるので、難しい問題だということも理解できるので、各学校に任せてあると言え、それでいいとは思いますが、各学校の選定がうまくいっているのかどうか。同じ出版社の教科書をずっと何十年にわたって使い続けているという学校はないのでしょうか。

(田川高校教育課長)

選定理由につきましては、詳細なものをこちらで1つずつ各教科の指導主事が丁寧に読み込みながら、疑義はないか、不適切な部分はないかどうか、毎年丁寧にチェックをしているところでございます。今廣田委員おっしゃいましたように、昨年度も使った教科書を今年もというような事例は、少なからずございますけれども、そういったものが何十年もというような事例というのは私どもとしては把握していないという状況でございます。

(廣田委員)

やはり各学校の各教科の先生方がしっかりその教科書を調べて、そして本当に自分の学校の生徒に合う教科書を作っていくという前提で、良心的に解釈をしていけばそれでいいと思います。そういう意味で選定資料を作りなさいと言っているわけではなく、現場の実態に合わせてあげたほうがいいのかなというふうに思います。以上です。

(前川教育長)

ほかに、質問等ございませんか。

採決	----- な し ----- (前川教育長) それでは質疑討論とどめて採決いたします。 第２号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可決 第３号議案	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって第２号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 次に、第３号議案について提案理由を説明願います。 (田川高校教育課長) 資料冊子１、９ページをご覧ください。第３号議案「令和７年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について」お諮りいたします。今年度実施いたします公立高等学校入学者選抜、つまり高校入試につきましては、昨年度教育委員の皆様にお諮りをし、すでに昨年度を公表いたしておりますが、松山委員におかれましては、今回ご説明が初めてという形になりますので、改めて委員の皆様の机上には、このリーフレットをお配りさせていただいております。もう一度簡単に変更点をご説明させていただきたいと思っております。 リーフレット１枚お開きいただきまして、１ページになりますけれども、大きな選抜を３つ記載させていただいております。一番上の方の特別選抜ですけれども、こちらの選抜につきましては、文化活動やスポーツの実績など、受検生の多様な個性や特技を生かす選抜方法でございまして、１月下旬に実施いたします。全定員の１５％をこの特別選抜で選抜したいと計画をしております。次に一般選抜ですが、５教科の学力検査と面接を行い、中学校から出される調査書等を含めて選抜を行います。実施時期は２月の中旬です。この一般選抜の特徴は、リーフレットの２ページから４ページにかけて詳しく掲載をしておりますけれども、各教科とも２割程度、探究的な学びの要素を取り入れた問題を出題することとしております。サンプルとして問題例を記載しております。この一般選抜で定員の約８５％を選抜したいと考えております。またリーフレット１ページの一番下のチャレンジ選抜につきましては、これは今回新たに設けた選抜方法になります。一般選抜で不合格であった生徒を対象に、主に離島・半島地区において少人数教育を行っている学校で実施するものでございます。実施時期は３月１０日前後を予定しております。 では、冊子１、９ページの方にお戻りいただけますでしょうか。基本方針のご説明をいたします。この基本方針は毎年この４月の定

質 疑	例教育委員会でお諮りをしているものですので、今回改めた部分を中心にご説明をさせていただきます。 内容の「１．入学者の選抜について」は変更ございませんが、（１）に記載のとおり選抜につきましては、調査書や検査の結果等を資料として総合的に行うとしております。検査の結果と記載していますのは、学力検査の他、面接のことでございまして、実施要項には調査書と学力検査と面接の評価割合を具体的に示して受検生がわかるようにしております。 それから、「２．学力検査問題について」です。（１）の②の３行目になりますが、先ほどご説明しましたように学力検査問題には、日常生活社会問題などに関連した探究的な学びの要素を取り入れた問題を全体の２割程度出題いたします。（２）の２行目後半、なお以降の部分になりますが、学力検査問題につきましては、数学と英語において難易度の高い問題と標準問題を作成し、学校の実情に応じて学校側が問題を選択できるようにしております。 次に「３．入学者選抜方法について」ですが、（１）には特別選抜について記載しています。①には、特別選抜には自己推薦①と②があることを記載しています。また、②につきましては、募集定員について記載しており、特別選抜の募集定員は全募集定員の１５％以内で、１学年２学級以下の高校では１５名まで可能としております。次に１０ページをお開きください。③では自己推薦①の受検資格を、④には自己推薦②の受検資格を記載しております。補足してご説明いたしますと、自己推薦①とはこれまでの文化スポーツ特別選抜と同じ選抜試験でございまして、高校側から中学校を通して受検の案内を行った生徒が対象となります。また、④に記載しています自己推薦②は、学校から受検の案内がなくても各学校が定める受検要件を満たしていれば、自らの意思で受検できる選抜試験となっております。続きまして（２）については変更ございません。（３）はチャレンジ選抜について記載しています。先ほどご説明しましたとおり、①主に離島半島の少人数教育実施校で実施いたします。②志願資格はいずれも公立高校にも合格していない生徒になります。（４）から（７）につきましては定時制、通信制そして離島留学の選抜について記載しておりますが、こちらの内容に変更はございません。 １１ページに入りまして、「４．入学者選抜日程について」記載をしております。（１）特別選抜については１月３１日金曜日、（２）一般選抜については、２月１８日と１９日に実施をいたします。さらに（３）チャレンジ選抜については３月１０日水曜日に実施いたします。定時制、通信制については以下に記載のとおりです。説明は以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。 （前川教育長） これより第３号議案について質疑討論を行います。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。
------------	---

(松山委員)

ご説明ありがとうございます。この公立高校の入試制度が変わることは保護者の間でも話題になっているんですが、1つだけとてもみんなが心配してることがあります。今までは卒業式があってその翌日が合格発表だったんですが、今回、発表が卒業式より早くなりますよね。なので、もし駄目だった子の場合のメンタルのケアとかがすごく心配だねと、保護者はそこが一番心配しています。今までは卒業式があって、みんなとお別れをして、翌日に発表で、ちょっと春休みという心を落ち着かせる期間があったと思うんですけど、これから発表があった後に学校に行かないといけないうというのが、大丈夫なのかなと思います。最初に経験する挫折ということがあって、いろいろな挫折をこれから乗り越えていく、乗り越える力というのは必要かと思いますが、やはり保護者としてはそこが1つだけ心配かなということをよく耳にします。様子を見ながら、心のケアもしていけたらと思います。

(田川高校教育課長)

大変貴重なご意見をありがとうございます。確かにこれまでは、卒業式の翌日に合格発表を行っておりました。そこを逆転することによって、生徒たちの心情的なものについては、十分配慮が必要だということが今のご説明によって私たちも新たに認識したところでございます。これにつきましては主にケアを行っていただく側としては、中学校サイドということになろうかと思いますが、こちらでも中高連携をいたしながら、しっかりとその期間の中で、こういった過ごし方が望ましいのか、懸念される部分につきまして、ケアに当たっていければと思っております。ありがとうございます。

(前川教育長)

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

10ページの(2)の③で、調査書の扱いが書いてあるんですが、調査書の扱いは、昔、調査書と学力検査の成績はどう取り扱うかという記述があったような記憶があります。今はそれがなくなって、全ページ総合的に行うものとする変わってきたので、それはそれでいいと思いますが、調査書というのは中学校が出してくるものですが、例えばある中学校の5という成績が、難しい中学校の3に相当するということもあるので、高等学校は困るのではないかなと思います。調査書については各学校で比重を定めて選抜を行うと書いてありますが、学力検査と調査書を大体何%くらいの比重で見ているのかを知りたいです。

(田川高校教育課長)

調査書と学力検査の比率についてのお尋ねでございますけれども、調査書と学力検査を大体1対1で見ているような学校が、およそ全体の30%程度でございます。そして調査書と学力検査を1対2ですので、学力検査を調査書の2倍程度評価するという学校が50%程度でございます。残りの20%程度は、1対2以上の評価、学力検査に重きを置いているということで、県立高校の中で一番学力検査の比重を高めてる学校が長崎西高で、大体1対8の割合になっております。

(廣田委員)

そうすると、例えば長崎西や長崎東、諫早で言えば諫早高校、または佐世保北高校とかは大体1対8くらいの比率でみているということですかね。

(田川高校教育課長)

1対8の学校も非常にまれでございます、長崎西高と市立の長崎商業高校、この2校が大体1対8です。その次は1対4でございます、これには進学校だけではなくて、単位制の高校であったり、1対3のところにも工業高校が入って来たりしております。ですので、比率が進学校の方が非常に高くなっているということでもないという状況です。

(廣田委員)

そのように進学校だけが学力検査を重く見ているということでなければいいと思います。例えば工業高校でも学力検査に重きを置いているという学校があるとなれば、納得はできるかなという気がします。以上です。

(前川教育長)

ほかにご質問等ございませんか。

(伊東委員)

同じ10ページの(2)の4なんですが、帰国生徒・外国籍生徒の話が書かれてますが、グローバル化している今の状況から考えたら、増えてきていていいのではないかなと思うんですが、ここで見ると募集定員を超えて若干名とするくらいで、これで収まってる状況なんですか。現状として増えているのかどうか教えてください。

(田川高校教育課長)

ここ数年の動きでいきますと、だんだん増えていっているという状況はございませんので、毎年、片手で足るぐらいの人数の受検者がいるという状況でございます。

(前川教育長)

ほかにご意見等ございませんか。

(芹野委員)

本年起こった必要書類を送り損ねたというような問題は、場合によっては毎年起こっていて、今年だけがクローズアップされたのかもしれませんが、そういったことについての何か対応とか、責任の所在を明確にしておくことは必要ではないのでしょうか。

(田川高校教育課長)

今芹野委員がおっしゃいましたように、令和5年度の受検の中で調査書の記載事項に誤りがあったということで、選抜をやり直したという事例が確かにございました。我々としてはそういったことを想定しておりませんでしたし、また今後ともあってはいけないことだと思いますので、そういったことは織り込んでおりません。万が一生じた場合には、生徒ファーストで救済措置を行うというようなことになろうかと思っています。

(岡野義務教育課長)

委員のご指摘のことは送る中学校側のことでございました。当該の市教育委員会においても、このことを重く受けとめまして、当該校長或いは市内の全中学校の校長に指導を行っております。あわせて、義務教育課としても4月末に県内の指導主事すべて集まった研修会等が行われますので、こういったところで、今回のような間違いが絶対ないように指導をしていきたいと考えております。以上です。

(伊東委員)

知らないのので教えていただきたいのですが、今受検の申請は、紙ベースなんですか。オンラインでできる状況なんですか。

(田川高校教育課長)

現在ベースとしましては、まだ紙ベースで出願をしているという状況でございます。ただ、この状況が全国的には少しずつオンラインで出願できるようになっておりまして、令和5年度におきましては、壱岐地区でWeb出願を試験的に行っております。Web出願につきましては、多額な資金が必要になってくる状況もございますので、そういったものとあわせて今後少しずつ実施に向けて動いていきたいと考えているところでございます。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

———— な し ————

採決	(前川教育長) それでは質疑討論をとどめ採決いたします。第3号議案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可決 報告事項(1)	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決することに決定されました。続いて報告事項に入らせていただきます。報告事項(1)について説明をお願いします。 (岩坪高校教育課人事管理監) 資料13ページをご覧ください。報告事項(1)「令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験について」ご報告いたします。項目1の採用予定者数ですけれども、小学校が230名、中学校120名、高等学校116名、特別支援学校45名、養護教諭20名、栄養教諭1名の計532名となっております。昨年度との比較では、小学校が30名の減、中学校が昨年度と同じ、高等学校が36名の増、特別支援学校が20名の増、養護教諭が1名減となっております。栄養教諭につきましては、今年度から新たに採用試験を実施いたします。なお、採用予定者数については、児童生徒の増減に伴う学級数の推移の状況や、退職者数の推移の他、再任用の希望状況等を総合的に勘案して決定しております。小学校の例で申しますと、令和7年度の小学校教員の採用予定者数は230名です。定年退職や勧奨退職、再任用退職者数の見込みを勘案しつつ、今後の学校統廃合を見据えて、新規採用者数の平準化を図るため、昨年度より30名の減となっております。14ページをご覧ください。障害者特別採用選考と1次試験の内容を示しております。今年度も障害者特別採用選考による採用予定者数を20名とし、一般選考とは分けて選考を行います。また、高等学校保健体育における特定競技採用枠の新設や、臨時的任用教員に対する試験の一部免除制度、申請要件の緩和や免除内容の拡大など、優秀な人材の確保に努めてまいります。 項目2及び3には、出願の手続き等を示しております。4月15日から出願を開始し、25日の午後5時までの出願期間としております。小学校中学校の本免申請者で、第二次試験のオンライン受験を希望するものの出願期間については、5月15日水曜日から7月26日金曜日までとしております。4の試験日程ですが、1次試験を6月16日日曜日としております。これは例年よりも、3週間から4週間早い時期での実施となります。会場は、長崎西高校と長崎北陽台高校です。2次試験については、8月21日から9月2日にかけて、それぞれ記載の会場及び内容で試験を実施いたします。項目5ですが、内定通知は10月4日ごろ発送予定というふうにして

質 疑	おります。また、小中学校のオンライン受験者も、同日発送予定としております。以上で報告を終わります。 (前川教育長) ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (芹野委員) 小さいことですが、14番の出願手続きの(2)のところで、片方が消印有効で片方が必着になっているのは、何か理由があるのでしょうか。どちらかにした方が間違いにくいのではないかと感じますが、いかがですか。 (岩坪高校教育課人事管理監) これは要項で定めていたものであると思いますが、確認をさせていただければと思います。 (芹野委員) 特段の理由がなければ、どちらかに統一しておいた方が、間違いが起きにくいかと思います。 (岩坪高校教育課人事管理監) ご指摘ありがとうございます。 (前川教育長) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。 (廣田委員) この教員採用選考試験というのは、今教員のなり手が少ないということで、特に小学校の先生あたりは1.1倍、1.2倍という状況で、私も非常に危惧してる部分が多いです。いろいろと質問し、答弁いただいた中で、新卒の志願者はそこまで減っていないということだったので、一応安心しています。国の方針なんでしょうけど、特に芸術系の教科、音楽とか、或いは技術とかそういう教科が長崎大学の教育学部の中から消えてしまって、去年の採用状況を見ても県内で芸術や技術などの先生のなり手がだんだん減ってきているという状況があるので、その部分については、大学へ働きかけてほしいと思います。やはり地元の大学で地元の人材を育てていくということを私立大学に向けても要請をして欲しいというのが1つです。 もう1つは、大学からの推薦というのがこの中にはあまり書いていませんが、あったかと思います。大学の推薦で、例えば1次試験を免除するというのは非常に大きくて、大学が4年間なら4年間かけて育てた人材を大学の責任で推薦をし、それをある程度信用して、1次試験を免除していくというのは、非常にいい制度だと思います。
------------	---

ます。1発の試験で取るよりも優秀な人材が取れるのではないかと
思いますが、大体どのくらいの人数が大学推薦で1次試験免除にな
っているか、また合格状況がわかれば教えてください。

(岩坪高校教育課人事管理監)

大学からの推薦についてですけれども、校種や教科等にもよりま
すが、県内の大学をはじめとして、受験者の状況でありますとか、
それから合格者の状況等を踏まえて推薦を依頼しております。受験
者数、合格者数につきましては、昨年度の例で申し上げますと、1
00名を超えるくらいの受験者があったという状況でございます。

(廣田委員)

そのうち合格者はどのくらいなんですか。

(岩坪高校教育課人事管理監)

昨年度で申し上げますと、受験者数が120名程度、合格者数が
110名程度ということで、大学にも優秀な成績の者を推薦しても
らうようお願いをしておりますので、それに見合ったような合格
者数が出ているんじゃないかなと思っております。

(廣田委員)

120名程度の大学の推薦で110名程度が入ってるというの
は、ある程度大学の推薦というのでも妥当な人を推薦してくれてい
ると思います。おそらく2次試験の面接で落ちたんだろうと思います
が、ある程度、いい実績ではないかなと思います。県内の大学で言
えば、例えば長崎大学のような教員養成ができる学校というのはど
のくらいあるんですか。例えば活水の音楽などは、音楽の先生を養
成していると思います。いろいろ県内大学のランクがあると思うの
で、その大学の推薦によってはとれないかなというところも出てく
るのではないかという気もするんですが、県内にはどのくらいの教
員養成ができる学校があり、また可能であれば大学名全部教えてい
ただきたいです。

(岩坪高校教育課人事管理監)

県内の大学につきましては、校種や教科で違いはあると思いますが
が、すべての大学で何らかの教員免許は取得できるような状況にあ
ると思いますので、あとは、受験者数であるとか、それからこちら
が採用したい教科によって推薦のお願いをしているというような状
況です。

(廣田委員)

大学名は言えないということですか。

(岩坪高校教育課人事管理監)

報 告 (2)	県内の大学につきましては、すべての大学に推薦のお願いをしているということです。 (廣田委員) 県内はすべての大学にお願いして、実際すべての大学から合格者が出ている可能性は十分高いということです。 (岩坪高校教育課人事管理監) その大学から受験する学生の数や、その受験者の合格実績等を踏まえて決定をしておりますので、年度によって多少の移り変わりというのはあるかと思いますが、当然県内の大学から多くの学生に受験していただいておりますので、そういう意味では、推薦も多くの大学にお願いしていくことになろうかと思っています。 (廣田委員) 大学から優秀な人材を推薦してもらうということは非常に大事な制度なので、これを堅持しながら長崎県の教員のなり手を確保していただきたいと思います。 (前川教育長) 他にご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見等ないようでしたら、続きまして、報告事項(2)について説明をお願いします。 (近藤特別支援教育課長) 資料17ページ、令和6年3月特別支援学校高等部卒業生の進路状況についてご報告いたします。まず1の特別支援学校高等部卒業生の進路につきましては、障害種別に整理しております。下から2番目の合計の欄をご覧ください。令和5年度の特別支援学校高等部の卒業生は217名で、訪問教育2名を含めると、全体で219名となります。このうち、進学者は4名となっており、ろう学校からは大学へ、または病弱特別支援学校からは、大学、高等技術専門学校そして障害者能力開発校へ進学しております。また、就職した卒業生は86名。福祉サービスを利用する卒業生は、訪問教育を含めると120名となりまして、全体の5割強となっております。未定や在宅は9名となっております。この9名の内訳は、入院中、または病氣療養中が8名、そして在学中に希望する職種への内定が叶わず、卒業後引き続き就労支援機関のサポートを受けながら、就職活動を行うというものが1名となっております。 次に、2の盲・ろう学校専攻科卒業生の進路についてです。専攻科の卒業生は、盲学校から3名、ろう学校から5名です。内訳は就職が7名、在宅が1名となっております。在宅の1名につきましては、自宅で国家資格取得に向けて学習を継続することになっております。続いて3の、過去5年間の知的障害、特別支援学校高等部の
----------------	---

質 疑	就職率の推移ですが、（１）の就職希望者に対する就職率は８８．３％でした。（２）の卒業生全体に対する就職率は４７．２％となっており、前年度より５．６ポイント増という結果になっております。具体的な就職先の状況につきまして、次の１８ページをご覧ください。長崎県教育委員会では、清掃の技能につきまして、長崎県特別支援学校キャリア検定というものを実施しております。近年はこの検定を通して身につけた清掃の技能を生かしまして、医療福祉を中心に様々な職種で清掃担当として、就職し活躍しております。また、この長崎県特別支援学校キャリア検定におきまして、令和２年度より新たに事務アシスタント種目も実施しております。この分野においても生徒が在学中に事務業務について、技能を身につけられるよう取り組んでおります。令和５年度はこの身に着けたスキルを生かして、教育支援事業において学童補助員として就職した生徒もいました。なお、就労した生徒のうち、正規雇用者は高等部２２名、専攻科５名となっております。 今後の就労支援の充実に向けた取り組みといたしましては、昨年度、長崎県中小企業家同友会と包括連携協定を締結いたしましたので、障害のある生徒の自立や社会参加に向けたキャリア教育の推進と、職業教育の充実を図るために連携して、障害のあるなしにかかわらず、地元産業を支えて活躍する人材の育成を目指すこととしております。以上で報告を終わります。 （前川教育長） それではただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 （廣田委員） あまり気にしなくてもいいのではないかと思います。特別支援学校高等部の知的障害をお持ちの方の就職について、令和５年度については８８．３％、９４人中８３人が合格をしたということで、合格者数についてはある程度出ているので、心配しなくていいのではないかなと思うんですが、昨日、時和特別支援学校の開校式典に行ってきたんですけども、知的障害者の特別支援学校での指導は大変だなと思いました。小中学部については一対一で先生がつきながらずっと指導していますよね。昨日の式典もそうでしたが、高等部の方にはあまり先生方がつかなくても、大丈夫なように育っていったような感じに見受けられました。私からしたら、最終的に高等部から働けるものについては、就職していているという状況なんだろうかと推察するんですけどね。大体、県内の学生１００名前後が、こうやって教育を経て、就職できていているというふうに見てよろしいですか。 （近藤特別支援教育課長） 委員のご指摘どおりでございます。小学部中学部に入学した当初
------------	--

はまだまだ社会性などが難しいお子様方も、高等部までの教育を通じて社会参加ができるような力を身につけるように各学校で指導しているところでございます。今回 88% に下がったことについては、課題としてとらえてはいるんですけども、しかしながら、この要因といたしましては、前年度 100% 達成したことで、就職に対する機運が各学校で非常に盛り上がりまして、就職希望者が非常に増えたということ、それに加えて、実際に就職した数も昨年度よりも多くなっております。その点は非常に喜ばしいことだと思っておりますので、この辺りも改めて各現場に対しまして、この成果とそれから課題について指導していきたいと考えております。

(廣田委員)

確かにきちんと壇上に立って挨拶できた高等部の生徒もいらっしゃいましたし、やはりそういう意味で特別支援学校での教育の成果というのは、非常に素晴らしいものだとも思いましたので、先生方を激励していただきたいと思います。

(前川教育長)

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

(芹野委員)

参考までにわかれば教えていただきたいんですが、一般の学校だといわゆる就職した後の離職率という問題もあるんですけど特別支援学校の場合は、そういった離職率というのは、逆に離職されないとかそういったことがあるんでしょうか。

(近藤特別支援教育課長)

申し訳ありません。今手元に離職率のデータは持っておりませんが、各学校におきまして大体 2 年から 5 年にかけて、大体離職率といえますか就職した子供の状況について、追跡調査を行っております。

(芹野委員)

可能であれば会議の中ではなくて結構なので、一般の学校と比べて離職率はどうなのかと気になったので、教えてください。

(前川教育長)

課長の肌感覚としてはどうですか。校長経験者として。

(近藤特別支援教育課長)

感覚といたしまして、本当に実態によりけりでございますので、ただ感覚で言いますと、5 割以上は辞めずに働いている子供たちが多いかなという感覚は持っております。

(前川教育長)

では、後程資料の方よろしく申し上げます。他にありませんか。

(伊東委員)

これも教えていただきたいんですけど、今の同じところで過去5年間の知的障害特別支援学校高等部の就職率の推移ですが、(2)の方は卒業生全体に対する就職率で全国との比較が見えますよね。これで見ると全国平均よりは、長崎県は高いなというのはわかるんですけど、(1)の方は全国のデータというのは出てはいないんでしょうか。

(近藤特別支援教育課長)

おっしゃるとおり全国のデータというのは、こちらの手元にはございません。

(前川教育長)

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見等なければ以上で報告事項を終了いたします。

(伊東委員)

先ほどの報告事項(1)の最後の16ページで、過去6年間の2次合格者数の発表がありますけれども、もしよろしければ、今まで女性の数を括弧にして発表してくださったデータが出ていたのですが、女性の数がどれくらいなのかというのがわかれば大変ありがたいです。

(岩坪高校教育課人事管理監)

16ページの資料につきまして、うち女性の数というのは、今こちらでデータを持ち合わせておりませんので、後程提出をさせていただければというふうに思います。

先ほどの質問の件でもう1つよろしいですか。先ほど14ページの出願期間の件で、芹野委員からご指摘をいただいたところです。要項の方でも確認をいたしましたが、ここに記載のとおりでした。上の部分につきましては、消印有効、下については必着となっております。上の部分につきましては、出願期間が4月15日から25日までと非常に短期間ですので、当日の消印まで有効ということにしておりますが、実際ほとんどの受験者がWeb出願をしておりますので、今後この消印有効、必着ということについては、ご指摘いただいたように紛らわしい部分もありますので、検討させていただければと思っております。

(前川教育長)

それでは以上で報告事項を終了いたします。

	次の議案審議から非公開で行いますので、傍聴人及び報道関係者の方は、大変恐縮ですが、ここで退席をお願いいたします。ありがとうございました。
--	---

	しばらく休憩をいたします。１６時５０分再開ということで、よろしくお願いいたします。
--	--